

軽自動車税の減免申請について

身体や精神に障がいのある人が所有する、または形状が身体障がい者等が利用するためのものである車両のうち、一定の条件を満たすものは軽自動車税の減免を受けることができます。

普通自動車税の減免を受ける際は、秋田県総合県税事務所山本支所（☎52-6201）にて申請してください。

※減免を受けるには毎年の申請が必要です。

所有者による減免

（1人につき1台まで）

●減免基準 障がいの種別と級

（町ホームページに掲載）

●必要なもの

①納税通知書 ②印鑑

③身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等

④運転免許証（家族が運転される場合はその人の免許証）

⑤個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カード

車両の形状による減免

●減免基準

車両の形状（主に車検証の形状・備考欄）に「車いす移動車」と記載のある、8ナンバーを取得している特種車両

●必要なもの

①納税通知書 ②車検証のコピー ③印鑑

●申請期間

5月24日（水）まで

●申請場所

税務課 賦課係

各総合支所地域振興係

◆問い合わせ先

税務課 賦課係

☎85-4828

納期限のお知らせ

◎軽自動車税（全期）

◎固定資産税（第1期）

5月31日（水）が納期限です

納期限です

※口座振替の方は残高確認をお願いします。

◆問い合わせ先

税務課 賦課係

☎85-4828

第3次三種町男女共同参画計画を策定しました

平成29年3月、第3次三種町男女共同参画計画が策定されました。この計画は、三種町男女共同参画審議会による審議のもと、三種町における男女共同参画社会を推進するための第3次計画として策定しました（5か年計画）。

基本理念

個性を活かし、

互いにきらめく参画社会

基本目標

1. 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
2. 男女の人權が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3. 男女が個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

◎計画の指標（重点目標）

- ・審議会等の女性委員の参画率
- ・町女性職員の管理職比率
- ・病児・病後児保育事業 等

※全文については町ホームページをご参照ください。

三種町定住奨励金制度のお知らせ

町外に5年以上継続して居住（住民登録）し、新たに三種町に転入（住民登録）をした方に、定住奨励金を交付する制度があります。

◆交付対象者

UターンおよびIターン者で、三種町に転入（住民登録）してから1年以上居住している者。（住民登録から1年経過した日以降、1年以内に申請してください。）

◆奨励金交付額

- ・単身者 10万円
- ・家族（2名以上） 20万円

※満18歳以下の世帯員がいる場合は、当該世帯員1人につき5万円を加算（上限50万円）

◆次に該当する場合は交付対象外

- (1) 転勤等で一時的に住民登録（転入）した者
- (2) 福祉施設等への入所を目的に転入した者
- (3) 大学等への進学のため転出し、卒業後再び転入した者（卒業後5年以上町外に就職した場合は対象）
- (4) 三種町で税金等を滞納している者
- (5) 申請者及びその世帯員が、法律に規定する暴力団員に該当する者
- (6) その他町長が不適当と認めた者

◆申請書類

定住奨励金交付申請書、個別調書、住民票謄本、戸籍の附票等